

1. 件名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の変更に係る設計及び工事の計画の承認申請（軽水及び固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作）に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和4年12月27日（火） 10時00分～11時10分
3. 場所：原子力規制庁 10階会議卓A
4. 出席者：
  - (1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、加藤上席安全審査官、三好技術参与  
原子力規制部 専門検査部門  
寒川首席原子力専門検査官
  - (2) 京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他2名

#### 5. 議事要旨

- (1) 原子力規制庁から、令和4年4月28日に承認した設置変更承認（以下「既設置変更承認」という。）に対する、設計及び工事の計画の承認申請（以下「設工認申請」という。）並びに一部使用承認について、以下を伝えた。
  - 既設置変更承認については、複数の工事が含まれており、その範囲が明確に分離できること及び各工事が他の工事に影響を及ぼさないと考えられることから、「軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」、「固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」及び「トリウム貯蔵庫の追加」をそれぞれ個別申請とすることは可能であり、その場合については、設工認申請のたびに、それぞれを合わせた設工認申請の範囲と既設置変更承認の範囲とが整合していることを説明すること。
  - 「軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」及び「固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」において、「燃料要素の製作」と「炉心設計」を分割申請することは、試験炉規則第3条（設計及び工事の計画の認可の申請）第3項により可能であり、その場合については、一時に申請することができない適切な理由を説明するとともに、「当該申請」と「当該申請に係る部分以外の設計及び工事計画の概要」により、分割申請それぞれ合わせた設工認の全部の範囲が、既設置変更承認の範囲と整合することを説明すること。
  - 「軽水減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」及び「固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」について一部使用承認を適用することは、試験炉規則第3条の4（使用前確認を要しない場合）第1項第3号により可能であり、その場合においては、「完成した部分を使用しなければならない特別な理由」を説明すること。また、その工事については、炉規則第28条（使用前事業者検査等）第2項第1号による「設工認申請に従って行われたものであること」を確認する必要があることから、設工認申請において、完成した一部の施設に係る工事の範囲が明確に分離できること、完成し

た一部の施設に係る部分については、炉規則第28条（使用前事業者検査等）第2項第2号による「原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するものであること」を説明すること。

- 燃料要素の製作については、許可との整合性の確認の観点から、本設工認申請以外において、追加製作する予定はないことを説明すること。また、「固体減速炉心用低濃縮燃料要素の製作及び炉心設計」に係る代表炉心については、既設置変更承認記載の代表炉心数を減らす場合は、その旨を説明すること。

（2）京都大学から、了解した旨、回答があった。

#### 6. 配付資料

なし